

青森県特別栽培農産物認証要綱

平成11年 4月 1日制定
平成12年12月 6日改正
平成13年12月12日改正
平成15年11月 4日改正
平成16年 5月 6日改正
平成16年 5月12日改正
平成16年11月 4日改正
平成17年 3月31日改正
平成17年10月27日改正
平成18年 6月 7日改正
平成18年11月 8日改正
平成19年 4月25日改正
平成19年 8月 2日改正
平成20年11月25日改正
平成21年 7月 3日改正
平成21年12月17日改正
平成22年 7月30日改正

第1 目的

この要綱は、青森県で生産される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼の確保と生産者の生産意欲向上を図るとともに、有機栽培や特別栽培等の環境にやさしい農業に取り組む産地を育成することを目的とする。

第2 生産の原則

この制度に基づき生産される農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。

第3 認証

県は第6により承認された計画に従って生産された農産物を特別栽培農産物として認証する。

第4 認証の基準等

- 1 認証の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。

第5 認証対象

- 1 認証対象農産物は、青森県内の農用地で生産された穀類、野菜、果実、豆類等とする。
ただし、農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料5割以下、節減対象農薬5割以下・化学肥料5割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目は、別表2のとおりとする。
- 2 水耕栽培等土壌を用いない栽培方法によって生産されたものは認証対象としない。
- 3 認証を申請することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 青森県内に住所を有する生産者及び生産集団等(以下「生産者等」という。)
 - (2) 認証された玄米を精米する者(以下「精米業者等」という。)

第6 生産・精米流通計画

- 1 認証を受けようとする生産者等は、あらかじめ栽培責任者及び確認責任者を、認証された玄米をとう精した精米の認証を受けようとする精米業者等は、あらかじめ精米責任者及び精米確認者を定めなければならない。
- 2 認証を受けようとする者は、あらかじめ生産流通計画又は精米流通計画(以下「計画」という。)について、地域県民局地域農林水産部長(以下「地域農林水産部長」という。)の承認を受けなければならない。
- 3 前項の計画の承認申請は、生産流通計画承認申請書(様式1)又は精米流通計画承認申請書(様式2)(以下「承認申請書」という。)により、認証を受けようとする者の住所地(団体にあっては主たる事務所の所在地)を所管する地域農林水産部長に行うものとする。
ただし、県外に住所を有する精米業者等は、生産者等の住所地を所管する地域農林水産部長に行うものとし、生産者等が複数いて、申請先が複数となる場合は、精米流通計画の玄米受付数量が多い産地(市町村)を所管する地域農林水産部長に一括して行うものとする。
- 4 地域農林水産部長は、申請された生産流通計画承認申請書又は精米流通計画承認申請書について、第4第1項、第5、第6第1項に照らした上、計画の承認の適否を決定するものとする。
- 5 地域農林水産部長は、申請に係るほ場が他の地域県民局地域農林水産部の所管に及ぶ場合は、ほ場所在地を所管する地域農林水産部長へ承認申請書の写しを送付して当該ほ場に係る計画について意見を求めるものとする。
また、申請精米業者等の精米施設等が他の地域県民局地域農林水産部の管内に所在する場合についても、同様とする。
- 6 地域農林水産部長は、計画の承認の適否の決定について、第1回申請は同年2月末までに、第2回申請は同年7月末までに、第3回申請は同年11月末までに、申請者へ通知するものとする。

第7 計画承認申請時期

- 1 計画の承認申請時期は、年3回とする。
 - (1) 第1回申請(栽培開始期：3月から7月までのもの)
1月10日まで
 - (2) 第2回申請(栽培開始期：8月から11月までのもの)
6月10日まで
 - (3) 第3回申請(栽培開始期：12月から翌年2月までのもの)
10月10日まで

ただし、精米流通計画の承認申請については、栽培開始期にかかわらず、栽培年の6月10日までに申請することができるものとする。

第8 計画の変更、取下げ

- 1 承認を受けた計画は、次の場合を除き変更することができない。
 - (1) 天候不順等^(注)により、栽培管理の内容又はほ場を変更せざるを得ない場合。
(注) 天候不順等の「等」には、計画承認後に、対象とするほ場が申請作物の生産に適さないと判断された場合や申請ほ場に病害虫の発生が多く、申請ほ場において防除等を実施しないことにより地域に影響を与える場合が含まれる。
また、ほ場の変更は栽培開始前であり、計画承認面積を超えない範囲でなければならない。
 - (2) 団体等において人事異動等により、確認責任者を変更せざるを得ない場合。
ただし、この場合にあっては、前任者の行った当該栽培に係る責任は、後任者が負うものとする。
 - (3) その他地域農林水産部長がやむを得ないと認めたとき。
なお、計画承認後の面積及び生産者数の減少、出荷計画、認証票使用計画の変更については、認証申請で取り扱うものとする。
- 2 計画の承認を受けた者は、前項各号に該当しない理由により計画を変更するときは、計画取下届(様式3)により速やかに計画の承認申請を取り下げるものとする。
- 3 第1項各号の理由により計画を変更しようとするときは、計画変更申請書(様式4)により地域農林水産部長の承認を受けなければならない。
- 4 地域農林水産部長は、第2項の取下げがあった場合は計画の承認を取り消すものとする。

第9 現地調査

- 1 地域農林水産部長は、必要に応じて計画の承認を受けた生産者等に係るほ場、事務所等の現地調査及び生産指導を行うものとする。
- 2 地域農林水産部長は、生産者等から第10の認証の申請があった場合、市町村及び関係農業協同組合等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 3 計画の承認を受けた者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者は、県からの要求があったときは、現地調査への立会い、書類の提示及び説明、分析試

料の提供等について協力しなければならない。

- 4 地域農林水産部長は、精米業者等から第10の認証の申請があった場合、市町村、精米業者等の協力を得ながら、現地調査、指導を行うものとする。
- 5 地域農林水産部長は、第2項及び第4項に基づく調査、指導の結果を取りまとめて現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
なお、申請に係るほ場又は精米施設等が他の地域県民局地域農林水産部の所管に及ぶ場合は、当該地を所管する地域農林水産部長へ認証申請書の写しを送付して第2項及び第4項に基づく調査、指導を依頼し、その結果を添付して現地調査指導結果報告書を作成するものとする。
- 6 地域農林水産部長は、第11の認証を行った後においても、必要に応じて農産物の生産過程等及び精米に関する調査を行い、又は地域農林水産部長が指定する者に行わせるものとする。

第10 認証の申請

- 1 計画の承認を受けた者は、生産者等にあつては当該作物の収穫予定3週間前に当該農産物の栽培管理状況報告書等を添付し、精米業者等にあつては精米予定の4週間前に、認証申請書（様式5）により地域農林水産部長に認証の申請をしなければならない。
なお、計画承認後、申請作物の収穫期から1ヶ月を経過しても認証申請がない場合は、第6第2項に規定する計画承認は取り消されたものとする。
- 2 前項において、同一作物かつ同一作型の生産流通計画の栽培期間内に、収穫期が複数ある場合は、その2作目以降の認証の申請を省略できるものとする。

第11 認証の決定及び通知

- 1 地域農林水産部長は、栽培管理状況報告及び現地調査の結果等を基に認証の適否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 認証を受けた者は、前項に規定する認証の決定後に、認証を受けた栽培内容に変更が生じる場合は、認証事項の変更及び認証の再申請書（様式6）により地域農林水産部長に認証事項の変更及び認証の再申請をしなければならない。
この場合の手続きは第10に準じて行うものとする。

第12 認証の表示等

- 1 認証を受けた者は、当該特別栽培農産物を認証農産物として出荷販売するに当たっては、県が定めた認証票により認証農産物であることを表示しなければならない。
なお、認証票の表示のほか、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長通知。以下「ガイドライン」という。）」に定める表示についても併せて行わなければならない。
- 2 認証票の作成費用は、認証を受けた者の負担とする。
- 3 認証票の種類、規格、表示方法、管理等に関する事項は別に定める。

第13 認証の取消し等

- 1 地域農林水産部長は、次に掲げる事態が生じたときは、認証の取り消しを通知し、認証票の使用中止、農産物の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
 - (1) 計画承認申請又は認証申請の内容が事実と異なるとき
 - (2) 認証を受けた者が認証票を不正に使用したとき
 - (3) 認証を受けた者等が現地調査等に協力しないとき
 - (4) 認証を受けた者が農産物の生産、流通及び消費に係る法令に違反したときその他認証制度の目的に照らし、認証の取消しが必要と認められるとき
- 2 認証を受けた者は、認証を受けた後認証基準に適さない事態が発生した場合は認証票の使用を中止し、認証票使用中止届（様式7）により地域農林水産部長に届け出なければならない。
- 3 故意又は過失により第1項各号に該当し、認証の取消しを受けた者は、翌年から起算して3年間は認証を受けることができない。

第14 事故発生報告

認証を受けた者は、認証に係る事故が発生したときは、事故発生報告書（様式8）により速やかに地域農林水産部長に報告し、指示を受けるものとする。

第15 実績の報告

認証を受けた者は、認証農産物の生産・出荷実績、認証票の使用実績等を当該農産物の認証後1年以内の実績報告届（様式9）により地域農林水産部長に報告しなければならない。

なお、出荷等に1年以上の期間を要する場合、販売・出荷実績、精米実績、認証票使用実績は、認証後12ヵ月目の月までの実績を報告するものとする。

第16 申請者等の責務

- 1 生産者等は、栽培管理状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 2 栽培責任者は、ほ場における栽培管理又は管理の指導を行い、確認責任者に提出する栽培管理記録を作成するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培管理状況を調査し、栽培管理記録の内容の確認及び栽培責任者による栽培管理等について指導を行うものとする。
- 4 精米業者等は、精米状況、出荷状況、認証票使用状況等を記録しなければならない。
- 5 精米責任者は、原料である認証された玄米及び精米を他の一般米と区別して単体で取り扱わなければならない。

自家精米で、自己以外の玄米を精米することがある場合は、認証された自己の玄米に認証票を表示しなければならない。

- 6 精米確認者は、精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認し、精米責任者による精米について指導を行うものとする。
- 7 計画の承認を申請する者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者（以下「申請者等」という。）は、地域農林水産部長及び地域農林水産部長が指定する者の現地への立入調査や受払い・出荷伝票等の資料の提供に協力しなければならない。
- 8 生産者等は、計画の承認を受けたときは、直ちに承認に係るほ場に別紙様式10により特別栽培農産物を栽培している旨を表示するものとする。
- 9 認証を受けた者は、認証農産物の生産、乾燥・調製、精米、出荷、販売及び認証票利用における適正管理に努めなければならない。
- 10 申請者等は、認証農産物について、消費者等からの問合せに速やかに対応しなければならない。
- 11 認証農産物に関して生じた損害又は認証の取り消しや改善指導により生じた損失は、認証を受けた者が負担するものとする。
- 12 認証を受けた者は、認証票を適正に保管、管理するとともに、事故等が発生した場合は速やかに地域農林水産部長に報告するものとする。
- 13 認証を受けた者、確認責任者及び精米確認者は、認証された特別栽培農産物に係る記録を当該認証を受けた年の翌年から起算して3年間保管しなければならない。

第17 青森県特別栽培農産物認証審査委員会

- 1 青森県特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を検討するため、青森県特別栽培農産物認証審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 審査の基準等に関する事項
 - (2) 特別栽培農産物認証制度の運営に関する事項
 - (3) 特別栽培農産物の調査に関する事項
 - (4) その他関連する事項
- 3 組織
 - (1) 審査委員は、学識経験者、消費者、生産者、流通関係者、保健・医療関係者及び県職員のうちから知事が選任する。
 - (2) 審査委員会には委員長及び副委員長を置く。
 - (3) 委員長は、知事が選任し、副委員長は委員長が指名する。
 - (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (5) 審査委員会の定数は、10名以内とする。
- 4 委員の任期
委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の運営
 - (1) 委員会は知事が招集する。

- (2) 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 審査委員会の事務は、青森県農林水産部食の安全・安心推進課で処理する。

6 その他

審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

第18 情報の提供

県及び認証を受けた者は、消費者、流通業者等へ、認証農産物に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第19 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、特別栽培農産物の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。
- 2 特別栽培農産物の表示に関する事項については、この要綱及び要綱に基づく他の定めによるもののほか、原則として「ガイドライン」に準ずるものとする。
- 3 この制度により認証された農産物の名称は、「特別栽培農産物」とし、「無農薬・無化学肥料栽培農産物」「無農薬・減化学肥料栽培農産物」「減農薬・無化学肥料栽培農産物」「減農薬・減化学肥料栽培農産物」等の表示は用いないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成13年12月12日の改正の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 適用は平成14年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
 - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 3 平成15年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 適用は平成16年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。

ただし、第19第3項の規定は、平成16年4月以降に収穫される農産物から適用する。
- 4 平成16年11月4日の改正の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 適用は平成17年3月以降栽培の始まる作物から対象とする。
 - (2) 改正前の要綱により計画承認及び認証された特別栽培農産物に係る改正以降の手続きについては、改正後の要綱に従うものとする。
- 5 平成17年3月31日の改正は、平成17年4月1日から施行するものとする。
- 6 平成17年10月27日の改正については、平成18年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 7 平成18年11月8日の改正については、平成19年3月以降栽培の始まる作物から適用する。
- 8 平成19年4月25日の改正については、平成19年8月以降栽培の始まる作物から適用する。(表示については、国ガイドラインに準ずる。)
- 9 平成19年8月2日の改正については、平成20年3月以降栽培の始まる作物か

ら適用する。

ただし、第8計画の変更、取下げの改正については、平成19年8月2日から適用する。

10 平成20年11月25日の改正については、平成21年3月以降栽培の始まる作物から適用する。

11 平成21年7月3日の改正は、平成21年7月3日から施行するものとする。

ただし、改正後の第6の規定については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。

12 平成21年12月17日の改正については、平成22年3月以降栽培の始まる作物から適用する。

13 平成22年7月30日の改正については、平成22年7月30日から施行するものとする。

別表1（第4関係）

認証の基準

農薬等使用区分		基 準
特 別 栽 培 農 産 物	農薬：不使用 化学肥料：不使用 （農不・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	農薬：不使用 化学肥料：5割以下 （農不・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下（化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：不使用 （節農不・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等において、節減対象農薬及び窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：不使用 （節農5・化不）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数の5割以下（土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を比較するものとする。）で、窒素成分を含む化学肥料を使用しない栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：不使用 化学肥料：5割以下 （節農不・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬を使用せず、化学肥料の使用量が当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用量の5割以下（化学肥料の窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。
	節減対象農薬：5割以下 化学肥料：5割以下 （節農5・化5）	特別栽培農産物のうち、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の使用量が、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数及び使用量の5割以下（節減対象農薬については土壌消毒剤、除草剤等を含めた使用回数の合計を、化学肥料については窒素成分量を比較するものとする。）の栽培方法により生産されたものであること。

- 注) 1. 「生産過程等」とは、当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
2. 認証を受ける農産物は、別記1の栽培要件を満たすものでなければならない。
3. 本制度における認証対象作物の節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量の慣行値及び認証基準値は、別記2のとおりとする。
4. 表示に関する事項についてはガイドラインに準ずるものとする。

農薬：農薬取締法に規定する農薬（同法に規定する天敵及び特定農薬は含まない）
 節減対象農薬：化学合成農薬（農薬のうち有効成分が化学合成されたもの）のうち、
 有機農産物の日本農林規格第4条の別表2に掲げる農薬を除くもの
 （性フェロモン剤等）

別表 2 (第 5 関係)

農薬不使用・化学肥料 5 割以下、節減対象農薬 5 割以下・化学肥料不使用、節減対象農薬不使用・化学肥料 5 割以下、節減対象農薬 5 割以下・化学肥料 5 割以下の栽培方法により生産された農産物として認証対象となる品目

区 分	品 目
穀類・豆 類	米（玄米及び認証された玄米のみを原料としてとう精された精米） 小麦、大豆、そば、なたね
野 菜	ながいも、にんにく、ごぼう、だいこん（3～4月播き栽培、5～8月播き栽培）、にんじん（3～4月播き栽培、5～7月播き栽培）、ばれいしょ、キャベツ、レタス、ねぎ、トマト、きゅうり、ピーマン、メロン、ブロッコリー、すいか、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、やまのいも、なす、ほうれんそう（5～9月播き栽培、10～11月播き栽培）、アスパラガス、スイートコーン、こかぶ、さやいんげん、いちご（促成・半促成栽培）
果 実	りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも、プルーン

(別記1)

栽 培 要 件

区 分	要 件
ほ場条件	<ul style="list-style-type: none">・ 周囲のほ場から栽培管理に伴う影響を受けないこと。・ 周囲のほ場に対して、病害虫等の発生原因となるなどの栽培管理に伴う影響を与えないとともに、周囲のほ場管理者からの理解を得ること。
土づくり・施肥	<ul style="list-style-type: none">・ たい肥等による土づくりに努めていること。・ 有機質肥料は登録または届出のある肥料を使用するか、自家製造の場合には原料及び製造方法が明確にできるものを使用する。・ 栽培期間中化学肥料不使用により栽培される農産物の生産に使用する堆肥には、窒素成分を含む化学肥料を添加してはならない。
品 種	<ul style="list-style-type: none">・ 気象、土壌条件に適した品種を選定し、作物の健全生育の確保に努める。
種子、種苗	<ul style="list-style-type: none">・ 遺伝子組換え技術により育成された品種の種子、種苗は使用してはならない。
病害虫防除・除草	<ul style="list-style-type: none">・ 耕種的・物理的防除等を優先して行うこと。・ 農薬を使用する場合は、必要最低限にとどめるとともに、登録農薬を使用すること。
水田の用排水	<ul style="list-style-type: none">・ 水田の取・排水口を分離すること。・ 用水路から取水できること。
生育管理用資材 (その他資材)	<ul style="list-style-type: none">・ 農薬及び肥料以外の資材で、作物及び土壌に施用（散布、塗布、芳香等）するものにあっては、殺虫・殺菌等農薬的效果を期待するものであってはならない。

(別記2)

栽培期間中節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に削減した栽培方法により生産される農産物における節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量に関する慣行値及び認証基準値

作物名	基準作型	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (10a 当たり窒素分量)	
		慣行値 回	認証基準値 回以下	慣行値 kg/10a	認証基準値 kg/10a以下
水稻	普通栽培	17	8	8.0	4.0
小麦	普通栽培	4	2	8.0	4.0
大豆	普通栽培	6	3	3.0	1.5
そば	普通栽培	2	1	2.0	1.0
なたね	普通栽培	2	1	8.0	4.0
ながいも	普通栽培	16	8	21.0	10.5
にんにく	マルチ栽培	20	10	20.0	10.0
ごぼう	春播き栽培	12	6	20.0	10.0
だいこん	3～4月播き栽培	8	4	8.0	4.0
	5～8月播き栽培	12	6	6.0	3.0
にんじん	3～4月播き栽培	8	4	19.0	9.5
	5～7月播き栽培	15	7	19.0	9.5
ばれいしょ	普通栽培	12	6	11.0	5.5
キャベツ	春播き栽培	9	4	20.0	10.0
レタス	春播普通栽培	8	4	18.0	9.0
ねぎ	普通栽培	21	10	20.0	10.0
トマト	雨よけ栽培	22	11	30.0	15.0
きゅうり	普通栽培	22	11	35.0	17.5
ピーマン	普通栽培	8	4	25.0	12.5
メロン	トンネル早熟	18	9	15.0	7.5
ブロッコリー	普通栽培	7	3	23.0	11.5
すいか	普通栽培	14	7	16.0	8.0
えだまめ	普通栽培	6	3	5.0	2.5
かぼちゃ	普通栽培	6	3	11.0	5.5
はくさい	夏播き栽培	9	4	23.0	11.5
やまのいも	普通栽培	12	6	24.0	12.0
なす	普通栽培	17	8	28.0	14.0
ほうれんそう	5～9月播き栽培	6	3	10.0	5.0
	10～11月播き栽培	4	2	10.0	5.0
アスパラガス	普通栽培	13	6	47.0	23.5
スイートコーン	普通栽培	11	5	25.0	12.5
こかぶ	普通栽培	13	6	14.0	7.0
さやいんげん	普通栽培	14	7	30.0	15.0
いちご	促成・半促成栽培	40	20	20.0	10.0
りんご	普通栽培	36	18	15.0	7.5
ぶどう	普通栽培	22	11	15.0	7.5
おうとう	普通栽培	15	7	15.0	7.5
なし	普通栽培	18	9	15.0	7.5
もも	普通栽培	26	13	14.0	7.0
プルーン	普通栽培	19	9	14.0	7.0

- 注：1. 数値は種子消毒及び育苗段階も含む。
2. 適用地域は、県下全域とする。
3. 適用品種は、全品種とする。
4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所的であり、その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。
ただし、複数成分の薬剤については、その成分回数とする。
5. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に農薬を使用している場合は、双方を合わせた成分回数とする。
ただし、台木及び穂木で同一農薬を使用した場合は、合わせて1剤と見なして、その成分回数とする。
6. 展着剤は、使用しても成分回数には含めない。
7. 性フェロモン剤等の有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬は、使用しても成分回数には含めない。
ただし、栽培管理記録において、当該農薬の使用記録を保管すること。